

「公正証書・自筆証書遺言があり、遺言執行者がいない場合」にご用意いただく書類です。

<必要書類>

書類名	備考	確認欄
《はじめにご提出頂きたい書類》		
・遺言書		
・亡くなられた方の戸籍謄本	死亡の事実の確認ができるもの 法定相続情報証明書で代用可	
・相続を受ける相続人の戸籍謄本	被相続人の現在戸籍謄本に記載がない場合 (公正証書遺言の場合は不要) 法定相続情報証明書で代用可	
・相続を受ける相続人・受遺者の 印鑑証明書	受遺者とは法定相続人以外の人 発行日より6か月以内のものをご用意下さい	
・家庭裁判所の遺言検認調書謄本 または検認証明書	公正証書遺言の場合は不要	

《上記書類を当金庫にて確認後、改めてご提出頂きたい書類等》		
・相続手続依頼書	当金庫所定書式(様式8) 遺言書で指定された相続人・受遺者(法定相続人以外の人)が記入する	
・非課税(特別)貯蓄者死亡届出書	マル優(マル特)ご利用された方 届出書は各支店にございます	
・通帳、証書	亡くなられた方の普通預金、定期預金等	
・出資証券	当金庫出資金をお持ちの方	
・貸金庫鍵、カード	貸金庫契約があった方	
・未使用小切手、手形用紙	当座預金契約があった方	
・キャッシュカード	普通預金、貯蓄預金等	
・来店して手続きされる方の実印		
・ " " の本人確認書類	運転免許証又はマイナンバーカード等の写し	

- 書類関係は**原本**をご提出下さい。当金庫にて原本確認後、書類返却は可能です。
- 「受遺者」とは遺言で財産を受ける、法定相続人以外の方を指します。
- 相続の内容により別途、書類をお願いする場合がございますので、ご承知おき下さい。

<当金庫所定書式へのご記入について>

当金庫所定書式へご記入される方	確認欄
対象預金の相続人、受遺者	

- 「受遺者」とは遺言で財産を受ける、法定相続人以外の方を指します。